

本書第8版刊行後、2024（令和6）年12月閉会の第216回国会（臨時会）までの間になされた社会保障法関連の主な立法につき、公布順に概要を説明する。本文を読み進める上で参考にしてほしい。

1 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（2023年5月19日公布法律第31号）

全世代型社会保障構築会議報告書（2022年12月）を受けて、改革の4つの柱のひとつである医療・介護制度の改革の一環として位置づけられる法改正である（ほかには、子ども・子育て支援の充実、働き方に中立的な社会保障制度等の構築、「地域共生社会」の実現）。後述の1.のように、子ども・子育て支援の充実にも関わる内容を含んでいる。

改正内容としては、1. 子ども・子育て支援の拡充、2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し、3. 医療保険制度の基盤強化等、4. 医療・介護の連携機能および提供体制等の基盤強化の各項目が挙げられる。

このうち1.の関連では、①出産育児一時金の支給額引上げ（42万円から50万円〔政令事項〕）に伴い、その支給費用にあてる出産育児支援金の費用の一部を後期高齢者医療制度も支援する（高齢医療104条1項及び3項、116条2項）、②産前産後期間における国民健康保険料（税）を免除し、その免除相当額を国・都道府県・市町村で負担する（国保72条の3の3）ことが盛り込まれた。

2.の関連では、①後期高齢者負担率の設定方法について、後期高齢者一人当たりの保険料と現役世代一人当たりの後期高齢者支援金の伸び率が同じとなるよう見直し（従来、後者の伸び率が高かった。高齢医療100条2項）、後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合う仕組みとする、②被用者保険における負担能力に応じた格差是正を強化し、（i）前期高齢者の給付費の調整において、現行の「加入者数に応じた調整」に加え、「報酬水準に応じた調整」を導入するとともに（同34条1項、3項ないし8項）、（ii）健保連が行う財政が厳しい健保組合への交付金事業に対する財政支援の導入（健保附2条の2）、被用者保険者の前期高齢者納付金等の負担が大きくなる場合の財政支援の拡充（健保153条・154条1項）を行うこととなった。

このほか3.の関連では、①都道府県医療費適正化計画について、計画に記載すべき事項を充実させるとともに（高齢医療9条2項）、都道府県ごとに保険者協議会を必置化し計画の策定・評価に関与する仕組みを設ける（同157条の2）、②都道府県の財政運営の都道府県単位化のさらなる深化を図るため、国保運営方針の運営期間を法定化（6年間）し、医療費適正化や国保事務の標準化・広域化の推進に関する事項等を必須記載事項とする（国保82

条の2)などの改正を行った。

また4.の関連では、かかりつけ医機能が発揮されるための制度整備として、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化(医療6条の4の2)、各医療機関から都道府県知事に対するかかりつけ医機能の報告に基づく地域での協議の仕組みの構築(同30条の18の4・30条の18の5)などの改正を行った。

2 孤独・孤立対策推進法(2023年6月7日公布法律第45号)

他の関係法律による施策と相まって、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的として(法1条)、従来から施策を推進してきた内閣官房が所管となり提出された法案が成立した。基本理念(同2条)、国および地方公共団体の責務(同3条・4条)を定めるとともに、基本的施策として、重点計画の作成(同8条)、相談支援の推進(同10条)、関係者の連携・協働の促進(同11条)などを定めた。また内閣府に孤独・孤立対策推進本部を置くとともに(同20条)、地方公共団体に対し、孤独・孤立対策地域協議会設置に係る努力義務を課した(同15条)。この協議会は、社会福祉法106条の6や生活困窮者自立支援法9条に定める支援会議と同様、個別の支援を関係機関で連携して行うものとして想定されている。

3 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(2023年6月16日公布法律第58号)

いわゆる第13次地方分権一括法であり、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の一環として、指定都市等における認定こども園の認定または認可に係る都道府県への事前協議を事前通知に見直した(子教育保育3条7項・17条4項)。

4 共生社会の実現を推進するための認知症基本法(2023年6月16日公布法律第65号)

認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(共生社会)の実現を推進することを目的として(法1条)、議員立法として成立した。基本理念(同3条)、国・地方公共団体等の責務(同4条ないし8条)、政府の認知症施策推進基本計画(同11条)、都道府県および市町村の同推進計画(同12条・13条)を規定するとともに、国および地方公共団体が講ずる基本的施策について列挙し(同14条以下)、内閣に置かれる認知症施策推進本部について規定をおいている(同26条以下)。

5 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(2024年4月24日公布法律第21号)

単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住の確保の支援、被保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るとの趣旨で、生活困窮者自立支援法や生活保護法などの改正が行われた。主な改正は以下の通りであり、1.3.を中

心に地域での包括的な支援体制整備の充実に関わる内容でもある。

1. 居住支援の強化

① 生活困窮者自立相談支援事業において居住に関する相談支援等を行うことを明確化する（生活困窮者自立支援3条2項）。

② 生活困窮者一時生活支援事業を生活困窮者居住支援事業と改め、見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とする（同3条6項・7条1項）。

③ 生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を、経済困窮により家賃が低廉な住宅等への転居する場合に拡大する（同3条3項）。

④ 社会福祉住居施設（無料低額宿泊所）に係る事前届出につき、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知を努力義務化し（社福68条の2第3項）、届出義務違反への罰則を規定する（同163条）。

2. 子どもの貧困への対応のための措置

① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための新事業（子どもの進路選択支援事業）を法定化する（生活保護55条の10第1項）。

② 進学準備給付金を進学・就職準備給付金と改め、生活保護世帯の子どもが高校等を卒業後、安定した職業に就く場合にも、生活立ち上げ費用として一時金を支給する（同55条の5第1項）。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置

① 被保護者就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業を法定化するとともに（生活保護55条の10第1項2号ないし4号）、生活困窮者就労準備支援事業・家計改善支援事業・居住支援事業の対象として、生活保護受給者（特定被保護者）を追加する（生活困窮者自立支援3条4項ないし6項）。

② 生活困窮者家計改善支援事業の国庫補助率を2分の1から3分の2に引き上げる（同12条・13条）。

③ 関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行うため、生活困窮者対象の支援会議設置の努力義務化（同9条1項）と生活保護法上の調整会議や社会福祉法上の支援会議との相互連携（同条5項）を図ることに加えて、生活保護受給者の支援に関する調整会議の法定化（生活保護27条の3第1項）と生活困窮者自立支援法上の支援会議や社会福祉法上の支援会議との相互連携（同条5項）を図る。

④ 医療扶助及び健康管理支援事業につき、都道府県が調査等を行い市町村への情報提供を行うことを努力義務化する（同81条の2第1項）。

6 雇用保険法等の一部を改正する法律（2024年5月17日公布法律第26号）

多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットを構築するとともに、労働者の学び直しの支援強化による雇用の安定及び就業の促進を図ることをねらいとして、雇用保

除法等の改正がなされた。

主な改正として、(1) 被保険者要件のうち週所定労働時間を20時間以上から10時間以上に変更し、適用対象を拡大する(雇保6条)、(2) 教育訓練やり・スキリング支援の充実として、①自己都合退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な教育訓練等を受けた場合、給付制限をせず雇用保険の基本手当を支給する(同33条1項。併せて自己都合退職者の原則的な給付制限期間を2か月から1か月に短縮する〔通達事項〕)、②教育訓練給付金の給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる(同60条の2第4項)、③被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合、基本手当に相当する教育訓練休暇給付金を創設し(同60条の3)、自発的な能力開発を支援する、(3) 育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保のため、①育児休業給付国庫負担の引下げ暫定措置の廃止(同附則13条・14条。給付費の80分の1から8分の1へ)、②育児休業給付の保険料率引上げ(労保徴12条4項・8項。0.4%から0.5%とし、当面0.4%に据え置き弾力的に調整)、といった項目が挙げられる。

以上の改正項目は基本的に2025(令和7)年までに施行されるものの、雇用保険の枠組みの変更にも関わる(1)については2028(令和10)年10月1日施行とされている。

7 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(2024年6月5日公布法律第43号)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進及びその居住の安定の確保を一層図ることをねらいとして、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(いわゆる住宅セーフティネット法)等の改正が行われた。同法は国土交通省の所管であるが、法案提出の前段階の議論が行われた「住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会」が、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等のあり方について検討すること等を目的として、厚生労働省・国土交通省・法務省合同で設置された点が特筆される。居住支援の強化については、5で取り上げた生活困窮者自立支援法等改正においても実現をみた。

改正法のうち社会保障施策としての住居保障にも関わり得る主な内容としては、(1) 大家が賃貸住宅を提供しやすく、住宅確保要配慮者(低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもの養育者など。法2条1項)が円滑に入居できる市場環境の整備として、①居住支援法人の業務に入居者からの委託に基づく残置物処理を追加し(同62条5号・64条1項2号)、居住支援法人による残置物処理の推進を図る、②家賃債務保証業者の認定制度を創設する(同72条以下)、(2) 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進策として、居住安定援助賃貸住宅(居住サポート住宅)事業を創設し、新たに市町村長(福祉事務所設置)等による事業者の居住安定援助計画の認定制度を設け、要配慮者のニーズに応じて安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎといった「居住安定援助」を行う住宅の供給を促進する(同40条以下。認定された住宅では、生活保護受給者が入居する場合、住宅扶助の代理納付の特例を設け〔同53条〕、認定家賃債務保証業者は入居する要配慮者による家賃債

務保証の申込みを原則引き受ける〔同72条1項1号〕）、（3）住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化策として、①国土交通大臣が策定するものとされていた住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本方針を、厚生労働大臣と共同で策定するものとする（同4条）、②市町村による住宅確保要配慮者居住支援協議会設置を努力義務化し（同81条）、地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進する、といった項目を含んでいる。

なお、同法は、基本方針の共同策定に示されるように国土交通省と厚生労働省の共同所管とされた。

8 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（2024年6月12日公布法律第47号）

子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化するため、「こども未来戦略」（2023〔令和5〕年12月22日閣議決定）の「加速化プラン（今後3年間の集中的な取組）」に盛り込まれた施策を実施するための子ども・子育て支援法等の改正が行われた。3.6兆円増の財源確保を図るため、徹底した歳出改革等による公費節減、社会保険負担軽減効果の活用（2.6兆円）のほか、新たに子ども・子育て支援金（1兆円）制度を財源措置として講じた点で注目を集めた。

「加速化プラン」に基づく給付等の拡充策としては以下の諸事項が挙げられる。

1. ライフステージを通じた子育て支援に係る経済的支援の強化

① 児童手当につき、（1）支給期間を中学生から高校生まで延長する（児手4条1項1号4号）、（2）支給要件の所得制限を撤廃する（同5条、附則2条）、（3）第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円に引き上げる（同6条1項）、（4）支払月を年3回から年6回へ増やす（同8条4項）。

② 妊娠期の経済的負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、10万円相当の妊婦支援給付金を支給する（子育て支援10条の2）。

2. 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

① 妊婦等包括相談支援事業を創設し（児福6条の3第22項）、1.②の支援給付と連携し妊婦等に対する総合的な支援を行う（子育て支援10条の3）。

② 乳児等のための支援給付を創設し（子育て支援30条の12）、保育所等に通っていない満3歳未満の子どもの通園のための給付（乳児等支援給付費）を支給する（同30条の20。こども誰でも通園制度）。

③ 母子保健法の産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置づける（子育て支援59条14号）。

④ 児童扶養手当の第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げる（児扶手5条2項）。

3. 共働き・共育ての推進

① 両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付（雇保61条の1

0) 及び育児時に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付（同61条の12）を創設する。

② 自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する（国年88条の3第1項）。

上記のうち、1.①②、2.②、3.①②に必要な費用に充てるため、政府は医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収する一方（子育て支援71条の3第1項）、医療保険者が支援納付金を納付する義務を負い（同条2項）、社会保険診療報酬支払基金が支援納付金の徴収事務を行うこととした（同71条の14第1項）。医療保険各法では、医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとした（健保155条1項、国保76条など）。同支援金は令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入するとともに（改正法附則47条2項3項）、必要な財源に充てるため、令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、子ども・子育て支援特例公債の発行を可能にした（子育て支援71条の26第1項）。

また子ども・子育て施策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計（「こども金庫」）を創出することとした（特別会計に関する法律2条1項9号、123条の2以下）。

以上のうち、2.②は2026（令和8）年4月1日、3.②は同年10月1日に施行され、子ども・子育て支援納付金の徴収は同年度から開始される。